

4 吹市総第 26 (2066) 号  
令和 5 年 2 月 16 日  
(2023 年)

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 田中 宏和 様

北大阪地域協議会

議長 橋本 啓 様

吹摺地区協議会

議長 小西 仁 様

吹田市長 後藤 圭二  
(公印省略)

2023 (令和 5) 年度 政策・制度予算に対する要請について (回答)

平素は市政発展に御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 (2022 年) 12 月 8 日に受付しました標記のことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

【問合せ先】

吹田市 市民部 市民総務室 広聴担当

(吹田市役所 中層棟 1 階 105 番窓口)

担当者：山下

〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

電話番号 06-6384-1378 (直通)

FAX 番号 06-6385-8300

メールアドレス : ko\_sodan@city.suita.osaka.jp

平日 9:00~17:30 (土・日・祝日は休み)



## I. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

### (1)雇用対策の充実・強化について

#### 人材の確保とマッチング機能の強化について

大阪府が「大阪人材確保推進会議」で人材不足解消に取り組んできた製造・運輸・建設業界に加え、コロナ禍によって新たに飲食業や情報サービス業なども含め、さまざまな業界で人材不足が深刻化している。各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能の強化へ向けた取り組みを強化・推進すること。

#### (担当：地域経済振興室)

JOBナビすいたではスタッフが担当者制で求職者と企業それぞれの就労に関する希望をヒアリングすることで、互いの条件を調整してマッチングに繋げやすくなるよう努めています。今後も各業界での人材確保につながるよう、求職者と企業に対しきめ細やかな就労支援に取り組んでまいります。

### (2)就労支援施策の強化について

#### ①地域就労支援事業の強化について

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。また、コロナ禍で職を失った女性や子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

#### (担当：地域経済振興室)

市内に2か所、地域就労支援センターを設置しており、関係機関と適宜連携を図り、就職困難者をはじめとした求職者に対して、引き続き支援してまいります。

また、本市で実施する就職支援講座については、ひとり親家庭の保護者の早期就労支援を目的に優先枠を設けており、市報・ホームページ・SNS等を活用し周知に取り組んでまいります。

#### ②障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、大阪府と連携し「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。

また、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

**(担当：地域経済振興室)**

障がいの方を含む就職困難者を主な対象とした就労体験事業において、一定期間障がい者等を受入れすることにより、求職者は求人票だけではわからない仕事への理解を高め、受入企業は自社の環境整備改善への気づきの場となり、相互理解を図ることで、雇用機会の創出に努めてまいります。また、「障がい者就職応援フェア」をハローワーク淀川と共に継続的に開催することにより、障がい者の方と企業のマッチングに努めてまいります。

**(担当：障がい福祉室)**

障がい者雇用の支援にあたっては、就職及び職場定着に係る体制整備が必要と認識しています。市内事業者に対し、障がいへの理解促進及び職場において合理的配慮が提供されるよう、啓発等取組を進めてまいります。

**(3)男女共同参画社会の推進に向けて**

**①「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について**

「おおさか男女共同参画プラン」（2021-2025）に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。

また、吹田市民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

**(担当：人権政策室)**

本市におきましては国や府の計画を踏まえ、「すいた男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の推進に取り組んでいるところです。

今後も着実に取組を進めるとともに、本市ホームページにて情報発信を行い、男女共同参画社会の実現に向けた方針の理解促進に努めてまいります。

**②女性活躍・両立支援関連法の推進について**

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。また、吹田市の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めること。

2022年4月から段階的に改正される育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよ

う、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

**(担当：人権政策室)**

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法や育児・介護休業法の周知・啓発について、引き続きホームページ等を活用しながら、労働部局と協力し実施してまいります。

**(担当：人事室)**

省令改正に伴う「男女の賃金の差異」の把握・公表につきましては、次回公表分から対応する予定です。今後も継続的に、本市特定事業主行動計画に基づく、女性職員の活躍の推進を図って参ります。

**(担当：地域経済振興室)**

三島地域の近隣市と連携し、労働に関する啓発セミナーとして「ワークルールセミナー」を実施しており、育児・介護休業法の改正を含んだ、労働法制・労働問題・労使関係などに関する理解を促しています。今後も啓発セミナーなどの実施により、啓発に取り組んでまいります。

**(4)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について**

労働施策総合推進法が改正され、2022年4月より中小企業においても職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。

**(担当：地域経済振興室)**

「パワーハラスメント防止義務」については、市のホームページやチラシ配布など、引き続き啓発に努めてまいります。労働相談については利便性の向上、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から電話での相談体制も確保しております。また、NATSの連携事業として、各市（西宮市・尼崎市・豊中市）の労働相談の相互利用が可能となっています。引き続き、相談体制の充実を図ってまいります。

**(5)治療と仕事の両立に向けて**

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。企業での「治療と仕事の両立支

援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

**(担当：地域経済振興室)**

厚生労働省が発行する「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を市のホームページへ掲載することにより、周知・啓発に取り組んでおります。また、関係団体と連携をし、企業や労働者が治療と仕事の両立支援の事例や知識を習得できるよう周知・啓発の充実を図ってまいります。

## **2. 経済・産業・中小企業施策**

### **(1) 中小企業・地場産業の支援について**

#### **①ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について**

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

**(担当：地域経済振興室)**

「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設や同施設に対する補助金の創設については現在考えておりませんが、引き続き、中小企業セミナーや中小企業大학교の受講費補助などを通じて、中小企業の人材育成等を支援してまいります。

#### **②中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について**

中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、吹田市の支援策を広く周知広報すること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

**(担当：地域経済振興室)**

技能五輪全国大会などへの挑戦に係る資金面での助成は現在考えておりませんが、引き続き市内事業所に対して有用な情報提供を行うなど支援してまいります。

#### **③事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて**

帝国データバンク大阪支社の2021年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大

企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。引き続き、近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。

**(担当：地域経済振興室)**

吹田商工会議所と共同作成しました事業継続力強化支援計画に基づき、災害リスクや制度の周知を行っています。また、事業継続力強化計画の策定に伴う専門家への謝金への補助制度により、防災・減災等の事前対策を支援しています。

**(2)取引の適正化の実現に向けて**

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。

また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

**(担当：地域経済振興室)**

「パートナーシップ構築宣言」の推進・拡大や適正な価格転嫁については、国において各種の取組が適切になされているものと考えております。本市においては、それら国等の取組も含めて、市内事業者に有益な情報発信に努めてまいります。

**(担当：契約検査室)**

契約検査室が締結する工事請負契約につきましては、契約書において建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない旨を定めています。あわせて、建設工事の契約者に対しましては、下請の適正化や適正な労働条件の確保等についての取扱いを定めた指導文書を配布しており、その中で下請代金の決定、支払条件の決定等の下請業者との契約については、建設業法その他関係法令を遵守し、適正な下請負関係を結ぶこと、また、公正で信義に従った誠実な対応を行うことを求めております。また、府内に公開している契約書のひな形に、関係法令遵守の旨を記載しています。

**(3)公契約条例の制定について**

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。

**(担当：契約検査室)**

公契約制度につきましては、労働基準法等の関係法令との整合性をもった法整備が国によりなされるべきものであると考えております、公契約法の制定について大阪府市長会を通じて国に要望しているところです。

**(4) 海外で事業展開を図る企業への支援**

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

**(担当：地域経済振興室)**

ILO（国際労働機関）が定める中核的労働基準や人権デュー・デリジェンスの必要性について、ホームページなどで周知してまいります。

**(5) 「協同労働の協同組合」の育成・支援について**

2022年10月施行の労働者協同組合法について、その目的である「多様な就労機会の開発」、「多様な地域ニーズに即した仕事づくり」、「持続可能で活力ある地域社会の実現」を吹田市の具体的な施策に落とし込んで推進するよう要請する。

また、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させるよう要請する。

**(担当：地域経済振興室)**

労働者協同組合については、昨年施行された「労働者協同組合法」の周知に努めるとともに、先行事例等の動向に注視してまいります。

**3. 福祉・医療・子育て支援施策**

**(1) 地域包括ケアの推進について**

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を大阪府と連携して整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、吹田市が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、「大阪府高齢者計画2021」の最終年度（2023年度）を迎える

にあたり、大阪府に対して、施策の進捗状況について検証を行い、より実効性を高めるよう求めること。

(担当：高齢福祉室)

地域包括ケアシステムの構築につきましては、「大阪府高齢者計画2021」等の関連計画と整合性を図りながら、令和3年（2021年）4月から3年間を計画期間とする「第8期吹田健やか年輪プラン」を策定し、計画に沿って取組を進めているところです。また、外部委員で構成する市の諮問機関である「吹田市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会」に計画の進捗状況を報告し、御意見をいただいております。

地域包括ケアシステム構築にあたり必要となる財政措置等の支援については、引き続き大阪府市長会を通じて国・府に要望してまいります。

「大阪府高齢者計画2021」の進捗状況については、大阪府が「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」において取組状況を報告しホームページで掲載していることから、注視してまいります。

## (2)生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

### ①生活困窮者自立支援事業支援員の育成及び待遇の改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、事業における支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うとともに、そのために必要な予算の確保を図ること。また、生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が誇りを持って安心して働くよう、待遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

(担当：生活福祉室)

本市における生活困窮者自立相談支援事業は、5年間の長期継続契約で事業者に委託しております。研修につきましては、定期的に参加するなどして、支援員のスキルの向上を図っております。本市の自立相談支援機関は、市役所内に設置していることから、委託事業者の職場環境等は常に把握しており、問題、課題等があれば事業者と協議し、改善を図っております。

### ②生活困窮者自立支援事業の拡充と体制整備について

コロナ禍による困窮や生活困難が深刻さを増す中、生活困窮者自立支援制度が本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備を行うとともに、住民への周知・啓発を徹底すること。

(担当：生活福祉室)

拡充・体制整備に関して、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、臨時に支援員を増員しました。周知、啓発に関しては、パンフレットを作成し、関係機関に配布するなどし、広報に努めているところです。今後も社会情勢を鑑みて、必要な支援ができるよう努めてまいります。

### ③生活困窮者自立支援事業の強化・底上げについて

全国どこでも必要なサービスが受けられるよう、就労準備支援事業、家計改善支援事業については、速やかに吹田市において完全に実施されることを目指して取り組むこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めること。（各数値の具体的な経年推移も示していただきたい）。

#### （担当：生活福祉室）

就労準備支援事業については、平成28年8月より、事業者に委託し、支援を実施しております。

家計改善支援事業については、早期実施に向けて、現在準備を進めているところです。

一時生活支援事業については、支援の必要な方に対して、その都度速やかに利用をしていただいております。

子どもの学習・生活支援事業に関して、学ぶことのできる場として学習支援教室を委託事業で行っており、現在、おおよそ定員数と同じ登録者数となっており、より多くの方が利用できるよう事業拡大に努めているところです。

過去3年間の各事業の利用の推移

事業名	(単位)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就労準備支援事業	【利用人数】(人)	22	26	20
	【延べ利用者数】(人)	832	662	586
一時生活支援事業	【利用人数】(人)	17	25	13
	【利用日数】(日)	131	303	232
子どもの学習・生活支援事業	【利用人数】(人)	61	56	56
	【延べ利用者数】(人)	2986	2552	1907

### （3）予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。また、AYA世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広く周知すること。

### (担当：成人保健課)

若年世代を対象とした健（検）診等につきましては、30歳代健康診査と、30歳以上の市民を対象に成人歯科健康診査を実施し、毎年受診していただける体制を構築しています。子宮がん検診については、国の指針において、間隔については、2年に1回とされていることから、毎年受診していただくことについては、現時点では検討しておりません。

また、検診受診率向上策につきましては、健（検）診早わかりガイドを全戸配布や特定の方への個別勧奨に加えて、市公式LINEを活用したSNSの発信、乳幼児健診や予防接種の案内の機会を活用した受診勧奨、市民に身近な薬局等にがん検診の勧奨ポスターを掲示するなど、様々な取組に努めております。

引き続き、子育て世代や働く世代に幅広く周知できるよう受診率向上策に努めてまいります。

第3期大阪府がん対策推進計画においては、市町村の役割として「がんの予防・早期発見」の具体的な取組として、たばこ対策やがん検診受診率の向上等が挙げられております。令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とする本市健康増進計画「健康すいた21（第3次）」に、がん等の生活習慣病の発症・重症化予防を位置付け、進捗状況を把握するとともに、がん教育等を推進する教育部門や、大学・企業等とも連携をした禁煙の推進等目標達成に向け、取組を進めてまいります。

### (担当：健康まちづくり室)

「おおさか健活マイレージ（アスマイル）」につきましては、引き続き、ホームページや市内の公共施設、商業施設等にチラシを設置するなどして、市民への周知に努めてまいります。

## (4)医療提供体制の整備に向けて

### ①医療人材の勤務環境と待遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

### (担当：地域経済振興室)

医療従事者が健康で安心して働くことができる職場環境の整備については、厚生労働省が開設する「いきいき働く医療機関サポート Web」を御活用いただくように関係部署と連携をして啓発してまいります。

## ②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援の研修や保育所等の確保を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。また、医療分野での地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

### (担当：保健医療総務室)

医師の偏在解消や医師確保、将来の医療需要に見合った病床機能の確保、また医療機器の共同利用の促進については、大阪府医療計画及びその一部である大阪府医師確保計画及び大阪府地域医療構想、大阪府外来医療計画に基づき、大阪府により推進されております。

本市としましては、中核市保健所として、地域医療構想推進のための協議の場の設定や、診療所の新規開設時の医療機器共同利用についての意向確認等、大阪府と連携をしながら、適切な医療提供体制の確保に努めております。

また、在宅医療の推進については、保健所としての医療計画の推進及び市としての地域包括ケアシステム構築の観点から、福祉部との連携のもと取り組んでおります。訪問診療を実施している医療機関への助成の予定はございませんが、引き続き、市民が必要な医療を適切に受けることができるよう、大阪府や医療関係等と連携をしながら取り組んでまいります。

## (5)介護サービスの提供体制の充実に向けて

### ①介護労働者の待遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、待遇改善施策および潜在介護職員の復職支援の研修や保育所等の確保、介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習の費用やOJTの支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログ

ラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

**(担当：高齢福祉室)**

本市では、介護人材の確保及び職場への定着に係る取組として、介護サービス事業者に対する従業員の介護資格取得支援のほか、処遇改善加算の取得支援の取組を実施しています。また、ハローワークとの共催による合同面接会や、就労支援機関JOBナビすいたとの共催によるセミナー等を開催し、介護職の魅力発信に取り組んでいるところです。

介護現場におけるハラスメント防止については、吹田市介護保険事業者連絡会と吹田市高齢福祉室の連名でハラスメント防止チラシを作成し、市ホームページ等で周知を行っています。

引き続き、介護人材の確保・定着につながる施策の推進に努めてまいります。

**②地域包括支援センターの充実と周知徹底について**

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報を強化すること。また、高齢者が生きがいを持って生活できる環境整備と、子どもの心の発展をめざす目的で、地域包括支援センターを拠点として、高齢者と子どもが積極的に交流を図ることができる施策への支援を行うこと。

**(担当：高齢福祉室)**

地域包括支援センターが実効性ある機能を発揮できるよう、毎年、国等の評価指標に基づいて前年度の業務評価を実施し、業務の改善につなげています。

介護離職を防ぐための周知・広報につきましては、市ホームページでの発信や、地域の支援機関や介護サービス事業者等と連携しながら取組を継続するとともに、地域包括支援センターによる地域活動を通じて、高齢者だけでなく、若い世代への情報発信についても取り組んでまいります。また、地域包括支援センターにおける介護相談等を通じての離職防止のための相談機能強化を図ってまいります。

**(6)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて**

**①待機児童の早期解消に向けて**

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家

庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること

(担当：保育幼稚園室)

教育・保育の確保方策については、「第2期吹田市子ども子育て支援事業計画」に基づき、保育所整備及び既存幼稚園の認定こども園移行を基本方針として進めています。この結果、令和4年4月時点で待機児童は解消に至りましたが、入所不可児童が一定数発生していることから、引き続き未就学児童数の推移を注視し、必要に応じて施策を検討してまいります。

また、令和2年4月の利用申込分から、きょうだい加点の割合を増やすなど利用調整基準の見直しを実施しました。これにより保育の必要性の高いきょうだい利用申込希望者については、認可保育施設に入所できています。

**②保育士等の確保と待遇改善に向けて**

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた大阪府と連携して助成金の創設や、「保育士宿舎借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ待遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

(担当：保育幼稚園室)

民間の認可保育事業所に対しては、予備保育士の人事費に対する「保育特別対策費助成」、保育支援者の人事費に対する「保育体制強化費」、保育士用の宿舎借り上げ費用に対する「保育士宿舎借上費」等の助成を行い、保育士等の確保と待遇改善を図っています。

保育人材の確保策としては、市役所内に保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士等を対象とした就職支援を実施しています。また、職員の待遇改善やキャリアパス形成を通じた労働環境の向上を目的として、令和4年度から保育士等キャリアアップ研修を実施しています。

(担当：放課後子ども育成室)

本市の指導員（放課後児童支援員）の処遇につきましては、現在、他市動向等を踏まえて、給料額の改定を検討しているところです。引き続き国等における他の補助事業の活用も含めて、働きやすい職場環境の整備に努めます。

### ③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

#### （担当：保育幼稚園室）

子ども・子育て支援事業の中で、病児・病後児保育事業につきましては、令和元年度に新たに3か所を整備し、合計6施設となり、令和2年度12月より病児・病後児保育室予約システムの運用を開始し、市民サービスを拡充してまいりました。

また、「吹田市特定教育・保育施設等運営助成金交付要領」に11の助成種目（延長保育事業費、看護師助成等）を設けて、民間の認定保育事業所に対する財政支援を実施しています。

### ④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等、市による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

#### （担当：福祉指導監査室）

企業主導型保育施設は認可外保育施設に位置付けられていることから、補助金適正執行するうえで行われる指導監督と区分して、認可外保育施設指導監督基準を満たし、児童の安全が適切に確保されているか確認しております。引き続き、認可外保育施設指導監督の指針に基づき、運営状況報告や立入調査等において指導監督を行ってまいります。

#### （担当：保育幼稚園室）

企業主導型保育事業は内閣府が実施する助成制度であり、市町村の関与がない状況で施設整備が行われています。教育・保育の確保方策としましては、「第2期吹

田市子ども・子育て支援事業計画」において、保育所整備及び既存幼稚園の認定こども園移行を基本方針に掲げております。

#### ⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき市として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、市町村が実施している「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど支援を強化すること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援すること。

#### (担当：子育て給付課)

母子家庭等のワンストップで総合的な相談窓口としてよりきめ細かな支援ができるよう、月曜日から金曜日の午前9時30分から午後5時30分まで母子・父子自立支援員と就業支援専門員を配置しております。

母子・父子自立支援員については、ひとり親や寡婦の生活上の悩みの相談、離婚前の相談、貸付金の相談や自立に向けての助言、情報提供を行っております。また、就業支援専門員については、より良い条件での就職や転職等に関する専門的な相談や情報提供を行うとともに、必要に応じて個々の世帯状況にあった、自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等の関係機関と連携しながら、継続的な支援を行っております。

今後もひとり親家庭の方が安心して子育てができるよう、支援の充実に努めてまいります。

#### (担当：子育て政策室)

子供食堂への支援としましては、開設等に係る費用に対する補助事業を実施しているところです。

また、市が備蓄する災害用食料やフードドライブで集めた食材などの提供のほか、大阪府、社会福祉協議会等からの寄附情報の提供も行っています。

ネットワーク構築につきましては、吹田市子供食堂ネットワーク会議を開催し、子供食堂運営者や社会福祉協議会が参加し、情報共有等を図っております。

今後も子供食堂運営者に対する支援を継続してまいります。

## ⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加傾向にある。そこで、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

### (担当：家庭児童相談室)

吹田市では、毎年児童虐待防止推進月間に関係機関の協力を得て、虐待防止の啓発ポスターやチラシを市内の各施設に掲示するとともに、市民向けの講座を開催するなど、児童虐待防止法の周知やオレンジリボン運動の啓発に取り組んでいます。

また、増加する相談業務への対応として、相談員を増員し、大阪府で実施されているスキルアップ研修の受講や本市においてもSV研修を実施するなど、相談員の対応力強化に努めているところでございます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、外出の自粛等の影響により、水面下で虐待事案が増加していると懸念されることから、学校や保育園など関係機関に対し、改めて児童の状況把握をお願いするなど、連携の強化にも努めております。

引き続き、様々な子育て支援事業を着実に実施して、子育てにおける養育者の負担感の軽減を図るなど、虐待の未然防止に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所をはじめ関係機関と連携しながら、支援を必要とする児童の早期発見・早期対応に努めてまいります。

## ⑦ヤングケアラーへの対策について

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」を踏まえ、実態件数の把握と迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われるとのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。加えてヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」認識していない場合が多いことからも、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

### (担当：家庭児童相談室)

本市においては、現在、子育て政策室が実施している「吹田市の子供の生活状況調査」の中で、家族の世話に関する調査を行っております。また、昨年10月から、家事・育児に不安を抱える子育て世帯、妊産婦・ヤングケアラーと思われる児童がいる家庭を支援員が訪問し、家事・育児を支援する「吹田市子育て世帯家事・育児支援事業」を実施しています。さらに、教育・保育等の関係機関にヤングケアラー啓発のためのポスター等を配布するとともに研修会を開催し、周知に努めています。今後も、実態把握に努めながら、関係機関と連携し取組を進めてまいります。

#### (担当：高齢福祉室)

多様な世代に対して地域包括支援センターの機能の周知を行うとともに、高齢者を含む世帯全体への支援の視点を持ち、ヤングケアラーについても迅速に学校、地域や府内関係所管等との連携強化に努め、適切な支援を行ってまいります。

#### (7)自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談者に対する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員のメンタルヘルス対策も充分に行うこと。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

#### (担当：地域保健課)

保健所では、こころの健康相談として、精神保健福祉士や保健師といった専門の相談員による電話、面接、訪問等の支援に加え、必要に応じて、専門医（嘱託）による医療の必要性の判断や相談等を行っております。

また、府内外の関係機関を対象にしたゲートキーパー研修等を実施することで、相談体制の強化を図るとともに、相談を受ける側のメンタルヘルス対策にも努めています。

吹田市自殺対策計画では、基本施策として地域におけるネットワークの強化を掲げており、今後とも大阪府や民間団体を含めた、府内外の関係機関との連携の強化に努めています。

### 4. 教育・人権・行財政改革施策

#### (1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上について

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）」を遵守すること。また、改正学校教育法施行規則に新たに位置づけられた医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別

支援教育支援員、教員業務支援員を配置するなど、学校全体としての負担軽減を図ること。さらに教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、課題解決をはかること。子どもの貧困、虐待、自死に関する対策を進める意味からも、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の早期配置、もしくは拡充を行うこと。また改正学校教育法施行規則にもとづき、幼稚園等にもSC、SSWの配置を準用すること。さらにSC及びSSWの十分な人材確保へ向けた養成・育成について取り組むこと。

**（担当：学校教育室・教職員課）**

本市における少人数学級による子どもの学びの質を高める取組につきましては、令和2年度より大阪府から各校に配当されている「指導方法の工夫改善定数」を学校の実情に応じて35人学級編制に活用できるようになったことから、各校に対してその積極的な運用を促進しているところです。また、令和4年度以降、小学校においては、3年生から段階的に35人学級編制を導入しており、令和7年度には小学校の全学年で実施します。

教職員の客観的な勤務時間管理につきましては、平成31年1月より出退勤管理システムを導入し、ICレコーダーを活用した「在校等時間」の客観的な把握を行っており、令和3年4月より施行された「吹田市立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に基づき、教職員の勤務時間の適正化に向けて、学校と協働で各種取組を進めているところです。

各小中学校に医療的ケア看護師や障がい児介助員、学校サポートスタッフ等の会計年度任用職員を配置するほか、ICT支援員を派遣する等、教職員の負担軽減に努めています。

教職員の欠員対策における代替講師の確保につきましては、市報やホームページ、情報テレビ番組などを活用し随時募集を行っているほか、大阪府教育庁や近隣他市からの情報提供や、教育課程を有する大学との連携により、人材の確保に努めています。

現在、各中学校にスクールカウンセラー1名と、小学校に教育相談員1名を定期的に派遣するとともに、各中学校ブロックにスクールソーシャルワーカー1名を配置しておりますが、今後もその成果と課題を整理し、効果的な派遣及び配置に努めてまいります。

**（担当：保育幼稚園室）**

幼稚園等におきましても、多様な支援体制が求められる中、保護者が抱える悩み等を聞く仕組みづくりが必要と考えております。改正学校教育法施行規則の趣旨を踏まえ、関係機関とも連携しながら、配置の可能性について研究を重ねてまいります。

## (2) インクルーシブな学校環境の確立について

### ①学校施設の環境整備について

子どもたちにとって最も身近な居場所のひとつである学校の施設環境を、インクルーシブ社会実現に向けた観点で改善、拡充すること。とりわけ、すべての子どもたちや教職員、施設を利用する地域住民が障がいの有無や性的指向・性自認等によって生きづらさを感じることのないよう、すべての学校園にエレベーターを設置することや、性別にかかわらず利用できる多目的トイレを確保するなど具体的な施策を講じること。

#### (担当：学校管理課)

本市の学校施設においては、これまで配慮を要する児童・生徒の入学・転入時や新築、増改築、大規模改造工事等の機会に、エレベーターや多目的トイレ、段差解消のスロープ等の整備に取り組んでまいりました。

学校施設は、児童・生徒だけでなく災害時には避難所となることから、今後も誰もが使いやすい施設となるような環境整備に取り組んでまいります。

### ②インクルーシブ教育の推進について

すべての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」ことをめざす大阪・吹田の教育理念の実現にむけ、市として独自に学級編制の標準を引き下げ、必要な教職員を措置すること。そのとりかかりとして、国のすすめる小学校の35人学級にむけた学級編制の標準の引き下げに先行したとりくみをおこなうなど具体的な施策を講じること。また、合理的配慮や学習に支援を要する子どもたちのサポートをおこなう特別支援教育支援員を適切に措置するなど、すべての子どもの学びを保障するための施策を講じること。

#### (担当：学校教育室)

「ともに学び、ともに育つ」教育理念を継続して追求、実現するため、児童生徒がともに成長できる環境づくりに努めています。学校生活において障壁（バリア）があり配慮を要する児童生徒に対して、合理的配慮を含むサポートを実施する支援人材を配置するなど、すべての子どもの学びを保障する校内支援体制の構築に向けた取組を推進していきます。

## (3) 奨学金制度の改善について

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めるここと。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

### (担当：学務課)

国の給付型奨学金制度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、緊急対応措置が拡充されているところですが、今後も社会情勢を受け、必要な措置が講ぜられることを求めてまいります。

### (担当：地域経済振興室)

奨学金返済支援制度については、財政上、困難な状況ですが、若者世代の市内企業への就職は人材供給や市内定住促進を図る上で重要であり、引き続き「吹田わかもの就職面接会」などを実施するとともに、先行事例など動向を注視してまいります。

## (4)労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。

### (担当：学校教育室)

企業と連携した職場体験や様々な外部人材を活用した取組を行うなど、各学校で工夫しながらキャリア教育の一環として、働くことの意義や知識を学ぶ機会を設定しております。

## (5)消費者教育の推進について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乘じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とくに高校生や大学生への消費者教育は急務となっていることから、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

### (担当：市民総務室)

令和4年におきましては、成年年齢が引き下げられたことに伴い、夢つながり未来館、交流活動館、本庁ロビーにて若年層の消費者被害防止のためのパネル展示を行いました。また、市内高等学校（私立含む）9校の第2学年対象に成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための啓発ちらし等の配付を行い、11月には消費生活センター顧問弁護士による「狙われる新成人事例と対策」と題したセミナーを開催し、啓発を行いました。今後も学校や各施設と協力し若年層の消費者被害防止のための啓発に努めてまいります。

## (6)人権侵害等に関する取り組み強化について

### ①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知を行うこと。また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2022年4月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、実効性ある施策を推進すること。

#### (担当：人権政策室)

ヘイトスピーチをはじめとする差別的行為は、人としての尊厳を傷つけ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることにもつながりかねないことから、決して許されるものではありません。

本市におきましても、国・府と連携しながら、不当な差別的行為の解消に向けて、ホームページで発信する等、引き続き啓発に取り組んでまいります。

### ②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であることから、理解を深めるために、行政・市が一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針の検証を行うとともに、見直しにあたってはNPOや有識者など幅広い意見を参考に見直すこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、本市にも条例設置をめざすこと。

#### (担当：人権政策室)

性的マイノリティに対する偏見、差別につきましては、社会の理解が十分に進んでいないと考えられることから、まず正しい知識と理解を深めることが重要であり、啓発の取組を継続的に実施しております。また、「吹田市人権尊重の社会をめざす条例」に基づき、市民一人ひとりが互いに多様な生き方を理解し、人権を尊重し合い誰もがりのままに生きられる社会をめざすため、令和5年度（2023年度）からパートナーシップ宣誓証明制度の導入に向け検討を進めます。

### ③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題である。そのことからも、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充を行い、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないよう、企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について、市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

**(担当：人権政策室)**

部落差別の解消の推進に関する法律につきましては、ホームページ等により市民の方に周知するとともに、理解を深めていただけるよう啓発を行っているところです。今後も部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に向けて引き続き啓発に取り組んでまいります。

**(担当：地域経済振興室)**

ハローワーク淀川並びに市内事業所で構成する吹田企業人権協議会と連携をし、就職差別撤廃月間において、広く市民や企業に対し啓発を実施しているところです。今後とも、関係機関と連携をし、就職差別の撤廃に向けて、啓発に取り組んでまいります。

**(7)財政状況の点検と適正な財政支出について**

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、様々な対策を講じ続ける必要がある。しかし、財政が圧迫され、十分な対策を行うことができないこともあります。今後とも、必要な支援を行うため、大阪府に対しても、財政支援を強力に求めること。

**(担当：企画財政室)**

新型コロナウイルス感染症への対応に係る財政支援については、これまで中核市市長会や北摂市長会等を通じて、適宜要望を行っております。今後も感染状況等を見極めつつ、必要に応じて、国や府に働きかけてまいります。

**(8)行政におけるデジタル化の推進について**

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、デジタルセーフティーネットの構築をめざすこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

**(担当：情報政策室)**

手続きの簡素化については、「吹田市行政手続の電子化取組方針」に基づき、あらゆる手続きを電子化させることで容易に申請が可能となるよう、引き続き取り組んでいます。

デジタル化の推進に伴う情報格差の解消については、地区公民館等におけるシニア対象のスマホ講座を実施しているところです。今後も国の補助事業等を積極的に利用しながら、順次拡充を図っていきたいと考えております。

#### (9)マイナンバー制度の定着と活用について

公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し、適切な取扱い行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。また、マイナンバーカードの普及促進をはかるため、プライバシー保護のための安全性の周知と個人情報管理体制の強化を行うこと。

##### (担当：市民課)

個人番号（マイナンバー）カードは国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものであり、1枚で個人番号の確認と顔写真付きの本人確認書類として利用できる唯一の書類です。今後は健康保険証や運転免許証との一体化なども進められることから、普及を促進するために個人番号（マイナンバー）カードの出張受付や土日祝日開庁などの取組により取得しやすい環境の整備を行います。

##### (担当：税制課)

税に関する各種申告において、マイナンバーを活用した制度の拡充が進んでいます。

本市としては、eLTAX（地方税に係る手続きを電子的に行うシステム）を通じて様々な申告が電子的に行われる仕組みに参画するとともに、電子的に申告された情報を税務システムと連携し、より効率的な税務行政を構築できるよう取り組んでまいります。

また、市民の皆様にも、マイナンバーを活用した各種制度について、積極的に広報するなど、普及に努めてまいります。

個人情報保護については、特定個人情報保護評価（PIA）の取組の中で、個人情報の取扱い状況について公表するとともに、取扱いを見直す際には、パブリックコメントによる意見聴取に取り組んでまいります。

#### (10)投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弹力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

**(担当：選挙管理委員会)**

7月執行の参議院議員通常選挙から、ららぽーとEXPOCITYに期日前投票所を設置するなど、投票者の利便性向上に努めております。また、本市の地理的特性や各投票区の有権者数などを踏まえ、投票環境及び投票率の向上に取り組んでおります。不在者投票の手続きにつきましては、公職選挙法施行令に定められており、法律の改正が必要となることから、国の動向を注視してまいります。御意見を参考にさせていただきながら、今後も投票環境の整備について、推進・強化検討を進めてまいります。

**(II)SDGsの推進について**

大阪府においては「大阪SDGs行動憲章」が制定されているが、吹田市においても、多くの市民の参加にむけた働きかけを強めること。また、SDGsの中で最も重要な目標のひとつである「貧困の根絶・格差の是正」を重要項目として位置付け、子どもやひとり親家庭の母親など様々な貧困の削減に向けて具体的な目標を設定し、着実に取り組むこと。

**(担当：企画財政室)**

本市の総合計画に掲げる政策は、全てSDGsのいずれかのゴールの達成に寄与していることから、総合計画を推進することが、SDGsの達成にもつながるものと認識しております。「大阪SDGs行動憲章」は、府民や府内企業・団体等にSDGsを知ってもらい、具体的な行動につなげてもらうために策定されておりますが、本市においても、市民の皆様のSDGsへの意識向上やゴール達成に向けた取組の充実につながるよう、引き続きSDGsを意識した、市民と行政との協働による総合計画の推進に努めてまいります。

**(担当：子育て政策室)**

本市の児童・生徒とその保護者を対象に生活状況調査アンケートを実施したうえで、府内の関係機関会議において、本市の子供の貧困対策についての第2次基本方針を策定しているところです。新たな基本方針に基づき、引き続き、経済的困窮等により困難を抱える子供とその保護者への支援に取り組んでまいります。

## 5. 環境・食料・消費者施策

### (1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しぜロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

(担当：環境政策室)

国の基本方針及び大阪府食品ロス削減推進計画を踏まえた、吹田市食品ロス削減推進計画を、令和3年度に策定しました。その計画に則り、市民、事業者及び行政が連携する「吹田市ごみ減量再資源化推進会議」等を活用して、効果的な食品ロス削減の取組を実施していきます。

また、本市と連携する市民、企業及び行政の三者協働組織「アジェンダ21 すいた」において、ポスター等の啓発グッズの掲示や、ごはん等の量の調節など、食品ロス削減の推進や市民への啓発等へ御協力いただける飲食店を「すいた食べきり運動推進協力店」として登録し、「食べきり」、「持ち帰り」の啓発活動を行っています。

### (2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

(担当：環境政策室)

現在、年2回のフードドライブ（回収拠点：3箇所）を児童部及び福祉部と連携して実施しており、集まった食品を市内の子供食堂、社会福祉協議会及びふーどばんくOSAKAに寄附することで支援しています。

フードバンク活動に係る相談窓口や協議体の設置に関しては、関係部局と協議し、フードバンク活動団体に聞き取り等を行い、必要に応じて検討していきます。

本市ホームページ等において、フードドライブに関する周知を行う中で、フードバンク活動団体との協力関係を説明することで、認知度の上昇を図っています。

### (3)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

（担当：市民総務室）

現在、庁内関係室課や警察、社会福祉協議会、消費者団体など関係機関と連携しながら、様々な機会を捉え、幅広く消費者問題の啓発活動を行っています。今後も法に適合した、商品やサービスの契約の仕組みを相談窓口において教示するとともに、引き続き啓発活動に取り組みます。また、大阪府消費生活センター主催の消費者行政職員等研修会にも積極的に参加し、対応困難者への対応に努めてまいります。

### (4)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。この間、SNS やアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われる所以、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

（担当：市民総務室）

今年度は吹田市公式 LINE や庁内デジタルサイネージ、自治会回覧、市報すいた掲載記事等を通じての特殊詐欺被害防止の情報発信、民生児童委員協議会や市内指定居宅サービス等事業所に高齢者見守りのためのハンドブックを配付し、地域での見守り活動への協力要請を行いました。また、消費生活センター主催講座や出前講座だけでなく、高齢福祉室主催の介護予防講演会等にも参加し、地域の高齢者に対する啓発を行いました。今後も特殊詐欺被害防止のため積極的に注意喚起を行い被害防止に努めてまいります。

## (5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行った大阪府に、市町村に対してもさらに取組みが進むよう働きかけることを要請している。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向け取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知は行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

### (担当：環境政策室)

本市は、2021年2月に策定した吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画において、長期目標として「2050年までに市域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」ことを定めています。

本市は家庭部門及び業務部門における二酸化炭素排出量が大きいことが特徴であることから、二酸化炭素排出量削減のため、吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画に掲げた施策を実施し、市民・事業者におけるライフスタイルや事業活動の転換に取り組んでまいります。

## (6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

### (担当：環境政策室)

再生可能エネルギーを効率的に活用する技術開発等にあたっては、国等の動向を注視していきます。

また、再生可能エネルギーの導入促進については、吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画等をもとに、積極的に施策を推進していきます。

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

### (1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーター・エスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

**（担当：総務交通室）**

本市におきましては、福祉のまちづくりの推進に寄与することを目的として、エレベーター・エスカレーターの設置等、公共交通事業者が行うバリアフリー化設備の整備に対し、国、大阪府と協調し、補助金を交付する施策を実施しております。

また、大阪市高速電気軌道株式会社の事業として、江坂駅北東出入口付近にエレベーターを設置する計画が進められております。

駅舎のバリアフリー化設備の整備補修に対する補助金の交付等の支援策につきましては、他市の状況等を鑑み検討してまいります。

**（2）安全対策の向上に向けて**

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、令和4年度まで固定資産税を軽減する特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がいの方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

**（担当：総務交通室）**

可動式ホーム柵の設置に対する補助については、国・大阪府の補助が無かった場合でも本市単独での補助が可能となるよう既に見直しを行っております。

また、「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」につきましては、学識経験者、交通事業者、市民、関係行政機関等で構成される吹田市バリアフリー懇談会を毎年開催しており、今後もバリアフリー施策の向上について検討してまいります。

**（3）交通マナーの向上について**

コロナの感染拡大の影響により、宅配業者も増加している。それにより自転車を巻き込む事故も増加している。原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車運転者マナーの問題も指摘されている。事故防止のための自転車専用レーンの整備や、自転車運転者への法令遵守やマナー向上への周知・徹底、必要に応じて取り締まりの強化を図ること。

#### (担当：総務交通室)

本市では吹田警察署と連携し、吹田市内全小学校で自転車の交通ルールの遵守及び安全な乗り方について交通安全教育を実施しております。

また、幼稚園・保育園の親子交通安全教室では保護者に対し、大阪府自転車条例に基づく安全で適正な利用方法の説明及び自転車保険加入義務化の周知を図っております。

加えて吹田警察署では、中学校、高等学校、大学及び事業者などで交通安全講習を実施しております。

今後とも関係機関と連携し、自転車安全利用の推進、啓発に努めてまいりたいと考えております。

#### (4)キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険力所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険力所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行う事。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、大阪府と連携し、指導・支援を行うこと。また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。

#### (担当：保育幼稚園室)

令和3年度より「吹田市通学路交通安全プログラム」に保育施設等も加わり、定期的に合同安全点検が行われることとなりました。キッズ・ゾーンの設置については、関係所管と協議の上で設定を進めていかなければならず、課題もあると認識していますので関係部局と情報共有を行いながら、調査・研究を進めたいと思います。

#### (担当：総務交通室)

点検を実施したうえで必要と思われる横断歩道、信号などのメンテナンスについては所管している吹田警察署に申し伝えてまいります。

#### (担当：道路室)

危険場所につきましては安全確保の点検を行い、ガードレール等の設置を順次実施しております。また、市管理の構造物（ガードレール、区画線）については日常パトロールにおいて点検も日々行っており、危険箇所から順次補修をしております。

## (5)防災・減災対策の充実・徹底について

市が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害時における避難所についての環境整備についてもはかること。また「おおさか防災ネット」の運用状況（登録）について推移を示すこと。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等、市町村の支援を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。また「避難所の感染対策・訓練」だけでなく、災害時に市民が避難を躊躇しないようコロナ禍での避難対応のマニュアル・指針を広く府民へ示すこと。地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかること。

### (担当：危機管理室)

本市では、現在防災に係る啓発冊子である防災ブックの改訂作業を進めており、防災の啓発情報とハザードマップを一つの冊子にまとめるなど、より一層市民一人ひとりの防災の取組に活用していただきやすいよう工夫を行っています。なお、更新後の防災ブックについては、令和4年度中に完成し、配布を開始する予定です。

避難所の環境整備について、本市では、現在危機管理センターの構築を進めており、ワンフロアでの災害対応機能の整備やマルチモニターを活用して災害情報を迅速に収集・共有できる環境を確保し、災害発生時の初動対応の迅速化や生活再建への早期移行を行うことができる体制を準備しています。その中で、災害発生後においても、避難所をはじめとする、各関係施設、各関係機関から災害情報やニーズを速やかに取得し、避難所の環境整備を行います。

また、おおさか防災ネットの運用状況については、令和4年4月時点で142,293人がメール登録しており、令和3年4月時点のメール登録者数140,595人に比べて増加しています。おおさか防災ネットは、令和4年度から更新版の運用が開始され、本市が登録した避難所の混雑状況が確認できるなどの機能強化が図られていることから、今後も市民の皆様に活用していただけるよう周知を図っていきます。

コロナ禍での避難所対応については、コロナ禍における避難所でのクラスター対策として、感染症対策物品を指定避難所135施設へ配備するとともに、「新型コロ

「ナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」の策定を行っており、配備した物品の使用方法や避難所運営の方法について、訓練等の機会を通じて習熟度の向上に努めています。

防災士の養成研修については、本市では実施しておりませんが、地域における防災活動の中心となる地域防災リーダーの育成講習を平成24年度以降実施しており、令和4年4月時点で314名を登録しています。女性の地域防災リーダーを育成するため、引き続き受講の促進に努めます。

#### (担当：福祉総務室)

「避難行動要支援者名簿」（本市の呼称は「災害時要援護者名簿」以下「名簿」という。）については、毎年、6月と12月に新しく対象となられた方に同意確認を行い、半年ごとに更新しています。協定を締結し名簿を提供している地域支援組織等には、平常時から声かけ・見守り活動や避難訓練等に名簿を活用してもらうよう説明をしています。また、避難支援ハンドブックを作成し、個別避難計画作成や地域の方と顔の見える関係づくりの大切さ等を啓発しています。

福祉避難所開設訓練を実施する際には、地域と連携した訓練の実施を依頼しており、その訓練内容については、福祉避難所指定施設の長で構成する「吹田市福祉避難所運営調整会議」で報告していただき、施設間で情報共有を図っています。

#### (担当：広報課)

災害発生については、市のホームページを災害専用モードに切り替え、市の被災状況や被災者支援情報等をカテゴリーごとに分けて表示するなど、わかりやすいページ作成を行います。また、発災後は求められる情報を必要なタイミングで提供するなど、時間経過に応じた情報発信を行っていきます。

今後も状況に応じた情報発信を行うため、更なる工夫に努めてまいります。

#### (6)地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

#### (担当：危機管理室)

三島地域における災害時連携を目的とした相互応援協定を締結して、近隣市と連携強化を図っています。引き続き、近隣市や中核市間での連携強化に努めていきます。

#### (7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について

##### ①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

##### (担当：開発審査室)

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や特定の開発行為の制限を行うことを目的とした土砂災害防止法が平成13年(2001年)4月に施行されました。この法に基づき、大阪府は土砂災害が発生する恐れのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定しています。この指定区域の位置等は、大阪府ホームページ、市の窓口においても閲覧が可能となっています。なお、斜面の崩壊防止などの対策等の相談は大阪府が行っていますが、宅地の安全性の確保は土地所有者の責務であり、毎年6月の土砂災害防止月間には、市報で土砂災害への備えや避難場所などを再確認するようお知らせしています。

また、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の移転等に対して『吹田市がけ地近接等住宅移転事業補助金交付要領』及び同区域内の既存住宅の補強等に対して『吹田市土砂災害特別警戒区域内住宅補強事業補助金交付要領』を令和元年(2019年)10月から施行しており市のホームページ及び年2回の市報等で補助制度について周知を行っています。さらに、大阪府が指定している「土砂災害特別警戒区域」等の一部分において、都市計画法の開発事業を行う場合には、災害を未然に防止するためにも開発事業者が隣接土地所有者と協議を行い、「土砂災害特別警戒区域」等の解消に向けて大阪府と協議するよう指導しています。

##### (担当：危機管理室)

大阪府、関係部局とともに隨時見直しを図っていきます。また、危険と判断された箇所については、ハザードマップで市民周知を図り、啓発を行っていきます。

## ②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上の対応を行うこと。

### (担当：危機管理室)

災害時における事業継続については、行政、事業所の責務として、事前に計画しておくことが必要です。本市においても大規模災害であっても適切な業務執行を行うことを目的として、「吹田市業務継続計画」を策定しています。災害発生時には、速やかに事業の継続状態を市民へ周知していきます。

## (9)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

### ①鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化について

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

### (担当：開発審査室)

吹田市では、要請にあるような治山・治水事業はありませんが、宅地造成工事規制区域内の宅地等の崩壊が生じた場合には、鉄道の早期復旧に向け協力するよう地権者に働きかけを行います。

### (担当：道路室)

踏切道改良促進法による災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定箇所の対応については、鉄道事業者等と協議し、地方踏切道災害時管理方法を定めています。

## (10)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさま

ざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

**(担当：総務交通室)**

公共交通機関における暴力行為防止に向けた啓発活動等につきましては、各公共交通機関等から要請があった際には、協力し、掲示等を行います。暴力行為の防止対策につきましては、一基礎自治体だけで取組を進められるものではなく、都道府県単位や国が行うものであると考えます。

**(担当：危機管理室)**

公共交通機関の事業者が独自に行う施策への費用補助は致しかねますが、駅周辺や駅前広場等に重点配置として防犯カメラを設置し、防犯体制の強化を図っております。

**(II) 交通弱者の支援強化に向けて**

誰もが買い物ができる、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。既存路線の維持のため、国や大阪府に対して補助金を求めるなど、交通インフラの維持をはかること。また、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

**(担当：総務交通室)**

吹田市内は北大阪急行電鉄株式会社、Osaka Metro、阪急電鉄株式会社、JR西日本、大阪モノレール株式会社の5社の鉄道会社が運行、また阪急バス、近鉄バス、京阪バスと3社の民間バス会社が鉄道間を補完する形で運行しております。しかし、一部地域の公共交通については脆弱な部分が存在します。

市では、こうした状況を踏まえ市内全域の公平な交通サービスを提供するため、千里丘地区については、平成23年4月よりコミュニティバスの本格運行を開始しました。また同様に千里山地区におきましても、コミュニティバスの導入に向け、令和4年2月より試験運行を開始しており、本格運行に向けて事業を進めているところです。

地域の個別間の課題に対しましては、今年度実施している吹田市地域公共交通協議会の中で公共交通事業者等、各関係機関と協議、情報共有等を行い、維持・改善

に努めています。また、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」につきましては、取組等今後の動向を注視してまいります。

#### (12)持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

##### (担当：水道部総務室)

技術の継承等につきましては、各職場でのOJTや水道部内の研修を基本とし、他団体が実施する研修などにも積極的に参加し、技術力の向上と人材の育成に努めているところです。

また、安全衛生委員会を定期的に開催し、職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境づくりを進めており、引き続き労働環境の改善に努めてまいります。

##### (担当：水道部企画室)

本市では、令和元年（2019年）9月に策定した、水道事業の基本計画「すいすいビジョン2029」（以下「ビジョン」という。）に基づき、持続可能な水道を目指して、経営基盤の強化をはじめとした取組を進めているところです。

ビジョンの策定に当たっては、学識経験者と水道使用者から構成される「吹田市水道事業経営審議会」に諮問し、その答申を踏まえて施策の検討を行いました。

令和2年度以降、コロナ禍の影響により広報活動が制限されてきましたが、広報誌の発行やホームページ、SNSを中心に水道事業の現状、課題や取組などを発信してまいりました。

引き続き、多様な情報伝達手段を活用するとともに、双方向でのコミュニケーションを図り、より一層の水道事業の「見える化」を進めてまいります。

水道は市民の命に直結する極めて重要なインフラであり、本市においては公的責任を前提とした事業運営を基本としています。

今後も市民に身近な「地域の水道」として、信頼される事業運営に努めてまいります。

## 7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

### (1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

#### ① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化すること。

(担当：保健医療総務室)

新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れや治療体制の確保、医療機関の連携強化等を含む医療提供体制については、大阪府により整備されることとなっておりますが、本市においても市保健所として、大阪府と連携をしながら、管内医療機関等における協議の機会の設定等を行っております。

さらに、市独自で、管内医療機関を対象とした治療法等に関する研修の開催、感染対策や病院間のネットワーク促進についての情報共有の会議を開催するなど、医療機関の医療提供に関する対応力向上や連携強化のための取組を実施しております。

今後も大阪府と連携をしながら、市民が必要な医療を受けることができる医療提供体制の構築に努めてまいります。

#### ② 感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする充分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。市民の感染による不安をできるだけ解消し、迅速な支援につながるよう、電話による相談体制を拡充するとともに、変異株の特性を踏まえた感染症の状況や予防方法、感染防止策などの情報を外国人や障がい者などが確実に受け取れる様にすることを含め、正確な情報伝達を行うこと。

(担当：地域保健課)

宿泊療養に関する運営は大阪府が実施しております。今冬の感染拡大（第八波）に対応するため、宿泊療養施設の確保を継続し、診療型宿泊療養施設での初期治療体制の確保と併せ、「介護支援付加型」「生活機能維持型」へと新たな機能を付加

し、各施設における高齢者やハイリスク者への対応の向上を図るなど、体制強化が図られておりまますので、大阪府と連携しながら対応してまいります。

電話による相談体制につきましては、大阪府において内容に応じた各種相談窓口が設置されております。本市におきましては、新型コロナ受診相談センターを運営しており、感染状況に応じて必要な体制を確保してまいります。また、その他の新型コロナウイルス感染症に関する情報につきましては、様々な方が情報を受け取ることができるように、全市体制で発信を行っております。

### ③PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実に行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するために、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。加えて、新たな変異株の発生と拡大に備えスクリーニング検査体制の拡充と専門家による研究を支援すること。

#### (担当：地域保健課)

現在の検査体制におきましては、症状の重い方や重症化リスクの高い方以外は検査キットによるセルフチェックを原則としており、無症状の濃厚接触者は自宅待機を行い、待機期間短縮を希望される場合は自主検査をお願いしております。本市におきましては、検査キットの入手に関する情報の周知や、医療機関における検査体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、高齢者施設等に対しては、定期的な検査より、施設での日頃からの感染予防策が重要であると考えており、感染予防に関する研修を実施する等、啓発に努めております。

希望者に対する検査につきましては、薬局やインターネットで検査キットを購入可能となっていることもあり、現時点では実施の予定はございません。

### ④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざま事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導

入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

**(担当：地域経済振興室)**

市内事業者のニーズ把握に努めながら、国や府の施策の周知に取り組むとともに、効果的な支援策を検討してまいります。

また、テレワーク等の推奨については国が示す指針のとおりであり、引き続き労務管理等の相談窓口や、本市労働相談の周知に努めてまいります。

**⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について**

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を發揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。また、飲食店をはじめとする各事業に対し休業要請を行う場合も同様に、現在に至るまでの休業要請に対する検証を行うとともに、感染防止対策の有効性も勘案したうえで、客観的根拠に基づく要請内容とすること。

**(担当：危機管理室)**

本市では、吹田市新型コロナウイルス感染等本部会議等での決定事項や各部局での周知事項等について、ホームページ等を通じて市民の方に対して正確かつ速やかに情報発信をしています。

飲食店をはじめとする各事業に対しての休業要請に関しては、都道府県知事の権限で実施されるものであることから、大阪府において効果検証等が行われるものと承知しています。

**⑥ワクチン接種体制の強化について**

希望者全員が安心してワクチン接種できるよう、大阪府と連携の上接種体制の構築とともに、単身赴任者や学生など居住地以外での接種を含めた接種記録の管理や他の自治体等の連携の体制を構築すること。また副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

**(担当：地域保健課)**

自治体に過度な負担が発生することのないよう、適切な接種体制の構築への支援や、十分なワクチン量が安定的に供給されるよう、大阪府市長会や中核市市長会を通じて、国へ要望してまいります。接種記録については、医療機関等や他自治体等と連携しながら行っており、今後も適切な管理に努めてまいります。また、市民の皆様に感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持ったうえで、本人の意思に基づいて接種の判断ができるよう、厚生労働省から公表される

情報を基に、市報、ホームページにおいて、より丁寧な情報発信に努めてまいります。

#### ⑦保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所及び保健センターに求められる役割は多岐に渡り、保健所職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。その際、状況に応じて迅速な対応がはかれるようマニュアル等の策定を行うこと。さらには、大阪健康安全基盤研究所と十分連携した感染症対策や公衆衛生活動を強化すること。

#### (担当：保健医療総務室)

中核市保健所として、市民に求められる役割が果たせるよう、必要な体制整備を行ってまいります。また、ノウハウの蓄積や関係機関との連携により感染症対策や公衆衛生活動の強化を図ってまいります。

#### ⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言やSNSを利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

#### (担当：人権政策室)

新型コロナウイルス感染症にかかる誹謗中傷や差別に関しては、ホームページで具体的な事例を挙げて不当な差別防止の呼びかけや相談窓口の御案内を行うとともに、SNSでも繰り返し発信を行っています。また、啓発ポスターを作成し、市内公共施設等に掲示するなど、啓発に努めています。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する差別防止の啓発を続けてまいります。

#### (担当：地域保健課)

ワクチンを接種しないことを理由に不当な差別につながったり、不利益が生じたりすることがないよう、ワクチン接種は強制ではなく、予防接種法の規定により、市が接種及び接種の勧奨をすることとなっていますが、接種については努力義務で

あり、強制ではなく、本人の同意が必要となることを市報、ホームページなどで、より丁寧な情報発信に努めてまいります。

## (2)新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について

### ①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

#### (担当：地域経済振興室)

雇用調整助成金の特例措置の延長、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の措置などについて、新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続するよう国に要望してまいります。

### ②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

#### (担当：地域経済振興室)

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策について、本市ホームページや市報すいたに加え、事業者に対するメールマガジン等を通じて、周知に努めております。

### ③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り

組みを行うとともに、複雑な手続きが制度の利用を妨げることのないように手続きを簡素化すること。

**(担当：生活福祉室)**

新型コロナウイルス感染症拡大により生活困窮となった世帯へは、政府経済対策により、新型コロナウイルス感染生活困窮者自立支援金、ひとり親世帯臨時特別給付金等が給付されたところです。また、生活保護受給者等就労自立促進事業において、生活保護受給者、生活困窮者、ひとり親世帯への就労支援を行っております。

吹田市生活困窮者自立支援センターにおいては、生活相談を始め、就労支援等、多様な困りごとに対応し、関係部署、関係機関と連携し相談世帯への支援をしているところです。

住居確保給付金の支給期間を終えられ、さらに支援が必要な方に対しては、就労支援、家計改善等困窮者に寄り添った個別相談に重点を置き、支援の充実を図っているところです。

緊急小口資金・総合支援金の特例貸付の返済据置きなどにつきましては、厚生労働省より、償還免除、猶予等借受人個々の状況に応じたフォローアップ支援が示されているところであり、社会福祉協議会と連携して、適切にフォローアップし、必要な支援につながるよう努めているところです。

また、各種申請受付においては丁寧な説明に心がけ、円滑に手続きが進むよう努めているところです。

**④事業所支援の拡充について**

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことからも、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めることがあります。

**(担当：地域経済振興室)**

地域経済を支える事業者の事業存続のため、感染症の影響を受けている事業者に対する支援について国に要望しています。

以上、御理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。